

板橋区要援護者名簿登録制度運営要綱

(平成18年5月 1日区長決定)

(平成25年3月21日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、避難を要する災害発生時に自力で避難することが困難な区民の情報を板橋区要援護者名簿（以下「名簿」という。）に登録し、各支援機関に提供することにより、安否確認等の支援の円滑化を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 登録対象者は、災害発生時に自力で避難することが困難な区民（以下「要援護者」という。）とする。

(登録)

第3条 登録は、要援護者本人又はその家族等（以下「申請者」という。）の申請に基づき名簿に掲載することにより行う。

(個人情報の保護)

第4条 区及び名簿の提供を受けた支援機関は、東京都板橋区個人情報保護条例（平成8年板橋区条例第25号）及び東京都板橋区個人情報保護条例施行規則（平成9年板橋区規則第19号）を遵守しなければならない。

(登録情報項目)

第5条 登録情報項目は、次のとおりとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) ファックス番号
- (6) 同居者の有無
- (7) 自力避難が困難な理由

(名簿の提供先)

第6条 名簿の提供先は、次に掲げる支援機関とし、申請者の選択によるものとする。

- (1) 所轄警察署
- (2) 所轄消防署
- (3) 所管消防団
- (4) 居住管内住民防災組織
- (5) 居住管内担当民生委員

(運営事務)

第7条 この要綱に関する事務は、危機管理室防災計画推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理室長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。